

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和4年3月31日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「（育児休業等）」に改め、同条中「育児休業」の次に「及び部分休業」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。